

# 経 済 産 業 省

20211222保局第1号  
令和3年12月28日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正  
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商  
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、令和3年12月28日から適用する。ただし、この通達による改  
正後の規定の適用については、令和4年12月27日までは、なお従前の例に  
よることができる。

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第3号)【別表第八、別表第十関係】 (下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別表第八 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項(略)</p> <p>2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 電気消毒器</p> <p>イ 構造</p> <p>殺菌灯を有するものにあつては、通常の使用状態において、<u>次のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 器体内のみに殺菌灯を照射するものにあつては、光線が直接外部に漏れない構造であること。</u></p> <p><u>(ロ) 器体外に直接殺菌灯を照射するものにあつては、次に適合すること。</u></p> <p>a <u>JIS C 7550「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の表2及び表3に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループであること。ただし、人体に傷害を起ささないようにタイマーや人体検知センサー等により照射が限定される構造である場合は、この限りではない。</u></p> <p>b <u>外かくの見やすい箇所に、通電、停止の状態が容易に判別で</u></p>	<p>別表第八 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項(略)</p> <p>2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 電気消毒器</p> <p>イ 構造</p> <p>殺菌灯を有するものにあつては、通常の使用状態において、<u>光線が直接外部に漏れない構造であること。</u></p>

きる表示をすること。また、器体に見やすく、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすい用語により、JIS C 7605「殺菌ランプ」の「9.1 製品の表示」に定める図記号及び次に掲げる事項を表示すること。

(a) 眼の痛み又は視力障害の原因となるため、点灯中のランプや反射光を直接肉眼で見ない旨

(b) 皮膚の炎症又は日焼けをおこす原因となるため、点灯中のランプからの紫外放射（殺菌線）を皮膚に直接又は間接に当てない旨

ロ～ホ (略)

(22)～(108) (略)

3 (略)

附表第一～附表第十 (略)

別表第十 雑音の強さ

第1章 共通事項

1 適用区分

1.1 適用章別

電気用品の各品目について雑音の強さを測定する必要がある場合は、その測定方法及び許容値等は次表の適用章別による。表に記載のない品目、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、1.2の取扱いを基に判断する。

ロ～ホ (略)

(22)～(108) (略)

3 (略)

附表第一～附表第十 (略)

別表第十 雑音の強さ

第1章 共通事項

1 適用区分

1.1 適用章別

電気用品の各品目について雑音の強さを測定する必要がある場合は、その測定方法及び許容値等は次表の適用章別による。表に記載のない品目、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、1.2の取扱いを基に判断する。

別表第四 配線器具 ～ 別表第八 電動力応用機械器具 (略)

別表第八 光源及び光源応用機械器具

電気用品名等		適用章別
政令品名	省令における細部品名等	
写真焼付器 ～ 蛍光ランプ	(略)	(略)
エル・イー・ディー・ランプ		J55015
電気スタンド ～ 複写機	(略)	(略)

\* : マグネトロンは I S M 用指定周波数で動作するものとする。

別表第八 電子応用機械器具・別表第八 交流用電気機械器具及び携帯発電機 (略)

## 1.2 適用方法

1.1の表に記載のない品目(省令における細部品名等を含む。)、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、雑音の発生原因が類似の機器の適用章別及び次の取扱いを基に判断する。ただし、雑音の発生原因がないもの(抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る)にあつては、適用章別にかかわらず技術基準に適合しているものとみなす。また、技術基準に適合している蛍光ランプ(安定器内蔵形)又はエル・イー・ディー・ランプを使用し、その他に能動部品を用いた制御を行わないものにあつては、技術基準に適合しているものとみなす。

(1)～(4) (略)

別表第四 配線器具 ～ 別表第八 電動力応用機械器具 (略)

別表第八 光源及び光源応用機械器具

電気用品名等		適用章別
政令品名	省令における細部品名等	
写真焼付器 ～ 蛍光ランプ	(略)	(略)
エル・イー・ディー・ランプ		7
電気スタンド ～ 複写機	(略)	(略)

\* : マグネトロンは I S M 用指定周波数で動作するものとする。

別表第八 電子応用機械器具・別表第八 交流用電気機械器具及び携帯発電機 (略)

## 1.2 適用方法

1.1の表に記載のない品目(省令における細部品名等を含む。)、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、雑音の発生原因が類似の機器の適用章別及び次の取扱いを基に判断する。ただし、雑音の発生原因がないもの(抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る)にあつては、適用章別にかかわらず技術基準に適合しているものとみなす。

(1)～(4) (略)

<p>(5) <u>引掛けローゼットを用いて天井に取り付ける構造のものにあっては、接地端子のあるものであっても接地しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------